

三重県立桑名西高等学校 生徒心得

令和8年8月、本校では「生徒心得」を見直しました。加筆修正した箇所には下線がほどこしてあります。

1. 制服や身だしなみについて

①制服

- 本校が指定する定められた規格のものを着用する。
 - 制服カッターシャツやブラウスの下にアンダーシャツを着用する場合は、制服シャツまたはブラウスの袖、襟ぐり、裾等から大きくはみ出さないように着ること。
 - 次のa～dから選び、正しくきちんと整えて制服を着用する。
 - a. ブレザー・長袖シャツ（ネクタイまたはリボンを着用）
 - b. 長袖シャツ（ネクタイまたはリボンを着用）
 - c. 半袖シャツ（ネクタイやリボンは着用しない）
 - d. ポロシャツ（ネクタイやリボンは着用しない）
- ※シャツ（長袖）着用時は、スラックススタイルにはネクタイを、スカートスタイルにはリボンを必ず組み合わせて着用する。その際長袖シャツのボタンは一番上まで留めること。
- ※入学式や卒業式、その他の式典や学校行事など指定された場合は、必ずブレザー・長袖シャツ・ネクタイまたはリボンを着用すること。
- 気候に応じて、指定のセーターや半スラックスを着用してもよい。ただし、指定外の着用は認めない。
 - 寒さに応じて、登下校時にはオーバーやコート、ウインドブレーカー類を着用してもよい。
 - 校舎内では、防寒具の着用は不可とする。

②頭髪

- 不必要な加工や奇抜な髪型は禁止する。
- 髪留めのピンやゴムは、華美でないものにする。

③靴

- 指定靴はない。華美でない靴とし、通学に適したものであること。（ヒールあり、ブーツ、サンダル等は禁止。）

④靴下・ストッキング・タイツ

- 靴下、ストッキング、タイツなどは、華美でないものとする。

⑤靴

- 指定靴はなく、色・型は自由とする。ただし、高級なものは避ける。
登下校に際し安全なもので、当日の授業教材を 入れることのできる大きさのものとする。

⑥その他

- 化粧はしない。マニキュア、色付きリップクリーム等の使用も禁止する。
- 特別な理由なく色付き眼鏡、カラーコンタクトの使用は禁止する。アクセサリ（ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス等） 類の装着は禁止する。

2. アルバイトについて

①アルバイトは原則禁止とする。

ただし、特別な理由がある場合等は、保護者からの申請・面談を経て審議の上、土日 祝日のアルバイトのみ許可する場合がある。

②長期休業中のアルバイトは、許可願を提出し審査を受けた上で許可する場合がある。

ただし、①②ともに次の条件を満たしていること。

- 成績不振でないこと
- 健全かつ安全な職種であること・高校生に適当でない業種は認めない。
- 期間・時間 ※学習時間の確保のため、下記の期間や時間を遵守する。
 - ・夏季休業中は20日、冬季・春季休業中は10日以内までとする。
 - ・就業時間は18時までとする。

3. 二輪免許取得について

①在学中は、運転免許取得を原則として禁止する。ただし、次の条件に該当し、かつ保護者からの願い出がある場合は、事情により原動機付き自転車（排気量は、原則として構造上出すことができる最高出力を4.0kW以下に制御した125cc以下とすること。）の免許取得を許可する。

- 自宅から最寄りのバス停・鉄道の駅まで遠い場合。（およそ片道10km以上）
- 通学時のみの使用に限る。
- その他、特殊な事情がある場合※上記の条件を満たす生徒で、運転免許試験を受けようとする場合は、校長の同意を得なければならない。その際、校長は生徒に直接、安全運転・使用条件について話をする。

4. 登下校について

①交通道德

- 自転車乗車のマナーを守ること。二人乗り、並列進行、無灯火乗車、急に停止することができないほどの高速運転、傘差し運転（雨天時はカッパを使用する）、イヤホン装着運転、携帯電話・スマートフォン等を操作しながらの運転 など、危険な運転は絶対にしない。
- バスや電車等公共交通機関を利用する場合は、乗車規則や乗務員の指示に従う。他の利用者や周囲に迷惑をかけないよう公共のマナーを守る。乗降は、順序よく整然と並び、速やか且つ慎重に行う。

②自転車通学

- 特に指定しないが、自転車販売店等で安全点検を済ませた自転車を利用する。
- 自転車乗車時は、安全運転やヘルメット着用等、命を守る行動を心がけること。
- 自転車には、必ず本校指定の自転車ステッカーを貼る。在学中に自転車を新たにした場合は、その都度学校生活部に報告し、新たな番号が付された自転車ステッカーを購入して貼付する。
- 所定の場所に、必ず施錠（二重ロックを推奨する。）して盗難防止に努め、整頓して駐輪する。
- 万一の事故に備え、必ず自転車保険に加入しておく。
- 本校周辺で死亡事故があったことに起因し、本校独自の交通ルール（坂道での自転車乗車禁止など）があるので、遵守すること。

③自動車による送迎

- 事故、渋滞、近隣の迷惑の原因になるので、原則として禁止する。
- 特別な事情（怪我・病気等）がある場合は、担任を通じ学校生活部に申し出る。その場合に限り、自動車での送迎を認めることがある。